

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和4年9月29日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第4回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和4年9月29日(木曜日)

午前10時3分開議
午前10時42分休憩
午前10時50分開議
午前11時27分休憩
午前11時31分開議
午後0時12分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第5号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の制定について

議案第13号 財産の取得について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第60号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

報告第3号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第4号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第5号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第31号 熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について

報告第32号 令和3年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第33号 公立大学法人熊本県立大学の令和3年度における業務の実績に関する評価について

報告第34号 公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①こども図書館(仮称)の整備について
- ②消防力強化の取組について
- ③肥薩おれんじ鉄道の中期経営計画について
- ④空港アクセス鉄道のルート検討について
- ⑤球磨川水系に係る治水対策及び五木村振興等について(報告)

出席委員(7人)

委員長 高島和男
副委員長 坂梨剛昭
委員 松田三郎
委員 西聖一
委員 山口裕
委員 濱田大造
委員 吉田孝平
欠席委員 委員 岩下栄一

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 小牧裕明

政策審議監 野 崎 真 司
 危機管理監 岡 村 郷 司
 政策調整監 天 野 誠 史
 首席審議員
 兼秘書グループ課長 野 中 眞 治
 広報グループ課長 櫛 本 麻 理
 くまモングループ課長 脇 俊 也
 危機管理防災課長 佐 崎 一 晴

総務部
 部 長 平 井 宏 英
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 真 田 由 紀 子
 総括審議員
 兼政策審議監 千 田 真 寿
 総務私学局長 緒 方 克 治
 人事課長 磯 谷 重 和
 財政課長 臼 井 洋 介
 県政情報文書課長 坂 本 久 敏
 総務厚生課長 上 塚 恭 司
 財産経営課長 永 松 浩 史
 私学振興課長 橋 本 誠 也
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 坂 野 定 則
 消防保安課長 田 口 雄 一
 税務課長 坂 口 啓 介

企画振興部
 部 長 高 橋 太 朗
 理 事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 水 谷 孝 司
 理 事
 (デジタル戦略担当)
 兼デジタル戦略局長 小 金 丸 健
 政策審議監 深 川 元 樹
 地域・文化振興局長 永 友 義 孝
 交通政策・情報局長 清 田 克 弘
 土木技術審議監 菰 田 武 志
 首席審議員
 兼企画課長 小 川 剛 史
 地域振興課長 久 保 田 健 二

文化企画・
 世界遺産推進課長 木 原 徹
 交通政策課長 坂 本 弘 道
 統計調査課長 馬 場 一 也
 デジタル戦略推進課長 受 島 章 太 郎
 システム改革課長 黒 瀬 琢 也
 政策監 有 働 人 志
 政策監 田 浦 貴 久

出納局
 会計管理者兼出納局長 野 尾 晴 一 朗
 会計課長 杉 本 良 一
 管理調達課長 枝 國 智 一

人事委員会事務局
 局 長 西 尾 浩 明
 公務員課長 永 野 茂

監査委員事務局
 局 長 西 浦 一 義
 首席審議員兼監査監 市 川 弘 人

議会事務局
 局 長 手 島 伸 介
 次長兼総務課長 村 田 竜 二
 議事課長 富 田 博 英
 政務調査課長 福 田 博 文

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦
 政務調査課課長補佐 松 本 泰 明

午前10時3分開議

○高島和男委員長 それでは、ただいまから第4回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後採決を行いますので、よろしくお願

たします。

また、委員会は、インターネット中継が行われますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

最初に、知事公室及び総務部の議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いいたします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○平井総務部長 よろしくお願いたします。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和4年度9月補正予算につきまして、冒頭提案分といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策や災害関連事業のほか、当初予算編成後の状況変化に伴い対応が必要な予算111億円余を計上しております。

また、追加提案分として、赤潮被害に遭われた養殖業者の早期事業再開等に向けた支援に必要な予算1億円余を計上しており、合計で112億円余となっております。

これに、今回併せて御報告いたします令和4年度8月補正予算の専決処分1件、43億円余を含めると、補正後の予算規模は9,382億円余となります。

このほか、国家公務員と同様、県職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるための地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例などの条例案件や各種報告事項を提出しております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につ

きましては財政課長から、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高島和男委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

お手元の総務常任委員会説明資料、横紙の資料の1ページ目をお願いいたします。

まず、8月補正予算の知事専決処分の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に必要な予算43億8,900万円を計上しております。

内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応32億5,900万円、高齢者施設における介護サービスの継続支援4,600万円、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対する支援10億8,400万円でございます。

1ページ目下段、こちら、9月補正予算の冒頭提案分の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応や災害関連事業のほか、熊本県産アサリを守り育てる取組の着実な推進等に必要な111億2,900万円を計上しております。

まず、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応に71億9,500万円を計上しております。

主な内容は、新型コロナウイルス感染拡大への対応37億6,800万円、高齢者施設や小学校等における集中的検査等の実施25億3,100万円、交通事業者に対する支援6億700万円でございます。

次に、災害関連事業に36億5,300万円を計上しております。

主な内容は、令和4年4月から7月の梅雨前線豪雨等からの復旧22億5,200万円、五木村村道白蔵線の早期復旧3億1,000万円でご

ざいます。

最後に、その他として、2億8,100万円を計上しております。

主な内容は、熊本県産アサリを守り育てる取組の着実な推進5,000万円、夜間中学の整備2,500万円でございます。

続いて、2ページをお願いします。

9月補正予算の追加提案分でございます。

赤潮被害に遭われた養殖業者の早期の事業再開等に向けた支援に必要な予算1億4,000万円を計上しております。

以上、8月補正予算の知事専決処分及び9月補正予算の冒頭提案分と追加提案分の合計は156億5,700万円となり、補正後の予算規模は9,382億7,600万円となります。

3ページ目をお願いします。

3ページと4ページが歳入予算の内訳となっており、主に4ページの上段、9、国庫支出金や一番下から2つ目の行、15、県債等を9月補正で活用しているほか、所要の一般財源については、13の繰越金を活用しております。

また、5ページと6ページが歳出予算の内訳で、一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

予算の総括説明は以上でございます。

○高島和男委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○佐崎危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の8ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

防災センター整備事業の繰越明許費を計上しております。

これは、現在建設中の新防災センターの危機管理防災課、消防保安課の執務室や災害対応室で使用する机や椅子、キャビネットの備品を購入するものですが、新庁舎建築工事の

工期延長により、調達備品等の搬入を4月以降に行う必要がありますので、繰越しの設定をお願いするものです。

危機管理防災課は以上です。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

10ページをお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

総務施設災害復旧費の繰越しを計上しております。

これは、現在建設中の防災センターに配置する県央広域本部執務室や各会議室で使用する机や椅子などの什器の購入経費であります。

危機管理防災課と同様の理由となりますが、本体工事の延長により、搬入できる時期が4月以降となったため、繰越しの設定をお願いするものでございます。

財産経営課は以上です。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

14ページをお願いします。

第4号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、60ページの条例(案)の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨ですが、県職員の定年引上げに向け、昨年6月の地方公務員法の一部改正等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容ですが、(1)の熊本県職員等の定年等に関する条例の一部改正については、アで、職員の定年を65歳とした上で、イ、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入します。また、ウ、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入します。エ、令和13年3月31日ま

での経過措置として、2年に1歳ずつ段階的に定年年齢を引き上げます。

(2)の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正については、定年の引上げ後、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を、60歳の7割水準に設定します。

(3)の熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正につきましては、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、定年を理由とする退職と同様に、退職手当を算定するものでございます。

これらの改正に併せて、(4)ですが、熊本県職員等の再任用に関する条例を廃止するとともに、関係するほか28条例の規定を整理します。

3、施行期日ですが、一部規定を除き、令和5年4月1日からとしております。

4、その他につきましては、先ほど申し上げた熊本県職員等の再任用に関する条例の廃止に伴い、暫定再任用制度を導入するなど、所要の経過措置を定めております。

次に、91ページをお願いいたします。

報告第31号、熊本県における事務的的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出についてです。

詳細につきましては、次の92ページの評価報告書の概要で説明いたします。

初めに、1、趣旨でございます。

地方自治法の改正により、令和2年度から、都道府県知事は、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、適正に行われていることを確保するための方針を定め、必要な体制を整備することとされています。

本制度では、実施年度の翌年度に評価を行うこととなっており、今回は、令和3年度の評価報告書について、監査委員の意見を付した上で議会に提出するものでございます。

次に、2、評価結果でございます。

本制度の有効性の評価は、対象年度中の重

大な不備の有無により行うとされております。

重大な不備は、定義としましては、不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、または適正に行われていないことにより、地方公共団体、住民に対し、経済的、社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものとされており、本制度における説明責任を果たす観点から、評価報告書に記載する必要がございます。

令和3年度の評価結果につきましては、記載のとおり、評価対象期間である令和3年度中において、運用上の重大な不備を把握したため、熊本県における制度は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断をしております。

下表の左側の概要欄を御覧ください。

重大な不備の内容でございますが、個人情報の流出事案が対象年度中に14件発生したものでございます。

情報の流出という特性上において、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し、大きな経済的、社会的な不利益を生じさせる得るものでありまして、本県の社会的信用を毀損させる影響度の高いものと判断をいたしました。

続いて、右側の是正状況欄を御覧ください。

是正措置として、個人情報が流出をいたしました経緯等を事案ごとに分析し、その傾向等を踏まえ、メール送信に当たっての事前設定あるいは郵送に当たっての窓つき封筒の活用など、具体的な防止策を定めるとともに、本制度における重点的に講ずべき対策として掲げることにより、実施の徹底を図ることとしております。

これらの取組により、再発防止の徹底を図り、引き続き、的確、適正な事務の執行に取り組んでまいります。

次に、3、監査委員による審査の結果及び意見でございます。

監査委員からは、職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れが一部の所属で発生していることが確認されたが、いずれも重大な不備には該当しないことを確認した、導入から2年が経過し、制度として定着しつつあるが、評価手続が適正に行われるよう、改めて職員一人一人への制度の意義の周知を徹底し、より効果的な制度となるよう取り組んでいただきたいとの指摘事項がありました。

この指摘事項を踏まえまして、改めて様々な機会を捉えて周知徹底を行い、本制度の浸透に努めてまいるとともに、事務的的確、適正な執行の確保に向けて、引き続き取り組んでまいります。

人事課は以上です。よろしくお願いたします。

○臼井財政課長 財政課でございます。

61ページをお願いいたします。

議案第5号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

条例案の概要については、62ページで御説明させていただきます。

62ページ、1、条例改正の趣旨ですが、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、手数料の規定を整理するものでございます。

次に、2の主な改正内容です。

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、手数料の条文が引用している法令の規定に条ずれが発生したため、規定を整理するものです。

最後に、3の施行期日については、公布の日としております。

続けて、94ページをお開きください。

令和3年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の

報告についてでございます。

95ページの概要資料で御説明させていただきます。

1の趣旨にありますとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算に基づく本県の財政の健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

2の表において、4つの健全化判断比率を示しておりますが、いずれも早期健全化基準等には該当していません。

まず、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率ですが、本県では、赤字が生じている会計はありませんので、該当はございません。

次に、③の実質公債費比率ですが、算定の結果、7.3%となりました。

通常県債に係る元利償還金の減少や熊本地震関連及び令和2年7月豪雨関連の県債の償還が本格化していないことなどの要因により、前年度と比べ0.4ポイント低下しております。

次に、④の将来負担比率ですが、算定の結果、198.3%となりました。

県債の償還に充当可能として算定される基金残高について、令和3年度税収等の上振れに伴い、令和4年度から令和6年度に行われる普通交付税の減額調整分等を基金に一時的に積み立てる必要が生じたことから、県債管理基金等が大幅増となったことなどの要因により、前年度と比べ12.6ポイント低下しております。

3の資金不足比率については、資金不足が生じている公営企業会計はありませんので、該当はございません。

96ページをお願いいたします。

4の監査委員による審査の結果及び意見を記載しております。

監査委員からは、いずれの比率も正確に算定、作成されており、今後とも、新しいくま

もと創造に向けた基本方針を実現するために必要となる財源の確保等に努めるとともに、引き続き、財政健全化に取り組むよう御意見がございました。

以上、よろしく願いいたします。

○坂本県政情報文書課長 県政情報文書課です。

報告事項3件でございます。

72ページをお願いします。

報告第3号、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

次の73ページをお願いします。

概要資料で御説明させていただきます。

1、令和3年度決算に関する書類について、(1)総括として、熊本県立大学では、運営の効率化や経費節減等に不断に取り組んでおり、経営状況は安定しております。また、収益の約45%を占める県からの運営費交付金についても、有効に活用されており、特に問題視すべき点は見当たりません。

(2)貸借対照表と損益計算書でございます。

表中の括弧内は前年度の額で、2つの表とも大きな増減はございません。

右の損益計算書で、経常費用合計は25億9,000万円余、経常収益合計は26億円余となっており、当期総利益は2,700万円余で、適正な額となっております。

(3)に主な増減要因を記載しております。

74ページをお願いいたします。

2、令和4年度事業計画に関する書類についてでございます。

大学の中期計画の3つの重点的取組事項である(1)国際的な視野と認識を高める教育研究の推進、(2)地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進、(3)社会や時代の状況を踏まえた対応などに取り組むこととしております。

県立大学の経営状況を説明する書類につきましては以上です。

続きまして、98ページをお願いします。

報告第33号、公立大学法人熊本県立大学の令和3年度における業務の実績に関する評価についてでございます。

次の99ページをお願いします。

これも概要資料で御説明させていただきます。

まず、1、大学の基本情報、2、大学の評価委員会について記載しております。

今回、地方独立行政法人法の規定により、知事の附属機関である熊本県公立大学法人評価委員会が行った評価を御報告するものです。

3、令和3年度における評価委員会の業務実績評価概要を御覧ください。

(1)全体評価としまして、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けましたが、中期目標の重点項目である教育の質の向上、地域に貢献する教育研究の推進、グローバル化の推進について、着実な取組が進められています。

全体としては、年度計画に掲げた50項目のうち、2項目は年度計画を上回って実施、47項目は年度計画を順調に実施されており、着実に成果を上げたと評価できるとされています。

次に、100ページをお願いします。

項目ごとの主な取組とその評価について記載しています。

特に、(2)の②研究において、次の③地域貢献と関連しますが、「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点事業が科学技術振興機構の支援事業に採択されたことは、県内大学初で、研究においても顕著な成果と評価されています。

県立大学の令和3年度における業務の実績に関する評価については以上です。

最後に、102ページをお願いします。

報告第34号、公立大学法人熊本県立大学の第3期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について、いわゆる中間評価でございます。

103ページをお願いします。

1、第3期中期目標の概要、(1)目標策定について、中期目標の期間が6年間で、4年目終了時に中間評価を実施としています。

(2)は、現在の第3期中期目標において、重点的に取り組む目標とされている3点を記載しております。

次に、2の評価概要につきまして、(1)全体評価としては、令和2年度、3年度において、コロナ禍により一部実施できない部分があったものの、おおむね着実に計画を実施している、現時点においては、全体として第3期中期目標の達成が見込まれるとされています。

(2)以下、次の104ページにかけまして、項目ごとの主な取組とその評価を記載しており、各項目とも、現中期目標期間の終了時、令和5年度末に目標達成が見込まれると評価されています。

県政情報文書課からの報告は以上です。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

67ページをお願いします。

財産の取得でございます。

これは、今後増加が見込まれる文書等の保管場所確保のため、議会棟地下倉庫へ移動棚及び自立棚を新設するものです。

9月定例会で議決をいただいた後、本契約を締結し、年度内に設置完了予定でございます。

財産経営課は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けた

と思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。質疑はございませんでしょうか。

○山口裕委員 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う条例の案ですけれども、説明がありました改正内容のイとウ、管理監督職務上限年齢制と定年前再任用短時間勤務制、もうちょっとこれを詳しく教えてください。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

管理監督職務上限年齢制について説明をします。

いわゆる役職定年制というものでございまして、ある年齢に達したら管理監督職から、まあ降りるといって語弊ありますけれども、変わって職員として働くというものでございます。今回、制度の内容につきましては、60歳に達した日に管理監督職を離れるというか、降りるといことになります。

対象の職員でございますけれども、管理監督職の定義ということになりますけれども、管理職手当の支給対象となっている職、本庁でいきましたら部長、局長、課長、審議員というようなことになりますけれども、そういう対象の職員については、その年齢に達した場合、そこから降りて、延びた定年まで働いていくというものでございます。

もう1点、定年前再任用短時間勤務制でございます。

今回提案しておりますように、定年が65歳まで段階的に延びていきます。これから10年ぐらいかけて延びていくこととなりますけれども、職員によっては、一旦60歳を区切りに

して働き方を変えたいと、延びた定年までフルで働くのではなくて、今までのように短時間の再任用で働きたいという職員もいるということで、新たに制度が設けられたものでございます。

60歳に達して、延びた定年まで働くのか、そうではなくて、一旦退職をして、その場合退職金をもらって、その後再任用短時間になりますけれども、それに応募して再任用短時間として働いていくというものでございます。

以上です。

○山口裕委員 今のウの定年前再任用短時間勤務制の説明を聞いて、(4)の再任用の条例を廃止しても問題がないのだなと理解することができました。

もう1点、今回、管理監督職勤務上限年齢制、まあ新陳代謝を組織はこれまでどおり回っていかれるんだろうなというふうに感じましたし、そしてまた、先輩たちの力を借りて今後も行政を安定して運営していくんだというお考えは分かりましたけれども、なかなか経験者をどう職場というか、これまで培った職員さんのスキルを生かしていくかは、今まで経験がないことなので、新たなステージに行くんじゃないかなというふうにも感じますけれども、その辺りちょっとイメージできる説明があれば教えていただければと思います。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制のイメージでございますけれども、先ほど言ったように、対象になる職員が管理職手当の支給対象の職員ということになります。それで、降任するという形になりますけれども、降任する、その役を降りる先というのが、管理監督職ではない職の中で一番高い職ということになります。イメージとして

は、課長補佐の職ということになるかなというふうに考えております。

幸い、課長補佐の職というのが、割と幅広い範囲でございますので、委員御指摘のように、それまで培ったスキルとか能力を十分生かせる職にそれぞれ配置をしていきたいというふうに思っております。例えば、部長の方が持っている能力、あと局長の方が評価されている能力、課長、審議員が評価されている能力というのを十分見極めながら、個別具体的に配置を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山口裕委員 課長補佐というイメージで、我々は、これから成長していかれる課長補佐と一度部長職や役職を降りられて頑張られる課長補佐が並列するというのは、何か言葉として呼ぶのは、まあ課長補佐でいいんでしょうけれども、何か個人的な思いとすれば、新たな何か、同じ課長補佐級であっても、何か言葉があればなと思ったりもするんですけれども、そういうことはちょっと意見として述べさせていただきます。

以上です。

○吉田孝平委員 すみません、説明があったかもしれませんが、先ほどの定年前に退職した職員について、本人の希望によりということでございますけれども、これは何年か遡るとかじゃないんですね。

○磯谷人事課長 人事課でございます。

今回の定年延長の制度導入に伴いまして、新たに設けられた制度ということでございます。

ただ、現時点でも60歳で定年、ほとんどの職員が60歳定年になりますけれども、通常の再任用制度というのがございますので、基本的にはそれと同じような制度が60歳以降の定

年前までの期間は設置されるというものでございます。勤務条件等も、基本的には一緒というふうに考えております。

○吉田孝平委員 分かりました。ありがとうございます。

○濱田大造委員 もう何年も前から、再任用制度が定着したぐらいから、県の外郭団体に定年退職してから行かれる方がなかなか見つからないという声を聞きまして、それはいわゆる天下り先という言い方もしたりするんですけども、外郭団体に何で行かないかというと、再任用のほうが給与がほとんど変わらないと、そうしたら、わざわざ、もう全然全く新しい分野で、所属部の延長線上の仕事じゃない、もう全然新しい職場で働くより県で再任用したほうがいいんじゃないの。そういう話がやっぱり定年退職した県のOBから、なかなか次が決まらないんですよと、もう定年退職して10年近く同じポストで、次は来ないんですよという話を、複数から私、聞いたことがあるんですね。

今回、65まで定年が延びるということは、非常に喜ばしいことなんですけれども、やっぱり待遇の面で考えたら、外郭団体のほうがちょっと落ちるという現象が現に起きると思うんですね。その辺をやっぱりもう一回仕切り直しで全部やり直さないといけない時期に来ていると思いますが、そういうことは問題になってないのか、ちょっとお尋ねします。

○千田総括審議員 御指摘のありました再就職についてですが、現時点においても、あくまで企業や団体等から県職員を退職された方の紹介の依頼があった場合に御紹介するというスタイルを取っております。御指摘のとおり、給与の水準については、現在、出資団体等への再就職状況はホームページで公表しておりますが、平均額も公表しておりますが、

436万円ほどという年収が出ております。現在の再任用職員の給与水準とほぼ変わらないというところだと思っております。今後、定年引上げに伴って、また定年引上げ後の給与の水準も変わってくるものと思いますが、そこに対して、どのように団体なり企業なりがどういった給与の条件を提示されるかは、それは企業の状況にもよるものと考えておりますが、本県、こちらの紹介する立場としては、定年引上げ後の給与水準等もお示しさせていただきながら、それなりの処遇をさせていただければとは思っております。具体的には、企業や団体等の申出があった場合に、協議しながら整理させていくことになろうかと思っております。

○濱田大造委員 了解しました。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 えらいそれに集中しているようですけれども、私からもちょっと関連でお尋ねしたいと思います。以前2度ほどですか、課長からいろいろレクチャーを受けて、かなり複雑な部分もあって、そのときは分かったつもりでも、なかなか私の理解力が乏しいのか、例えば、対象となる県の職員さんに対する説明なり周知はどうなっていますかという、そういう話もそのときお伺いしました。

一番初めに対象になるような方は、例えば、定年になっても、60で辞めるとか、幾つか選択肢があって、それに伴ってその効果も違ってくるというので、全て正確に情報をその職員の方が受けた後に判断をするという状況がないと、なかなか後で、あいたしもた、あんと辞めとらんならよかったとかでなるといけないのでという話をしたら、その計画もあったようでございますけれども、もう一

回、こういった形で人事課からあるいは人事課だけじゃないかもしれませんが、職員の方々にこの中身の説明といますか、まあ今までもなさってきたんだと思いますけれども、今までと、今後こういった説明をなさるのが1点と、2点目は、これは学校の教職員ももちろん対象になるんですよね。そういう方々には、こういったルートで説明がされるのかということをお尋ねしたい。

以上2点、お尋ねしたいと思います。

○磯谷人事課長 今回のこの9月議会で、定年延長の条例案を提出させていただいております。これを認めていただければ、早速、10月以降、対象職員に対しての説明というのを進めていきたいなというふうに思っております。

その際、説明については、まあ内容でございますけれども、どういう任用があるか、先ほどの役職定年の話であったりとか、その対象外の方の任用であったりとかありますけれども、自分はどういう任用になるのかという部分、それから給与、これは先ほど説明したように、7割というのが基本でございますけれども、そこを詳しく丁寧に説明をします。

それから、退職手当、これも少し、先生おっしゃったように、制度自体ちょっと複雑な部分もございますので、分かりやすいように説明をしていくというのを早速行いたいなと思っております。

それから、これは教育委員会あるいは警察本部のほうも対象になるということで、今回、一括して条例提案をさせていただいております。

それぞれの給与の条例等も入っての改正が行われますので、そこは情報共有を現時点でもかなりやっておりますので、成立を仮にしたということであれば、さらにそこも確認をして、各任命権者で丁寧な説明ができるように対応してまいりたいというふうに思ってい

ます。

○松田三郎委員 条例が成立した後という話ですけれども、今のお話でいくと、警察本部あるいは教育委員会は、例えば教育委員会で説明をする人に、人事課からちゃんと説明できるように説明をするということですか。

○磯谷人事課長 教育委員会であれば、学校人事課が所管をしている部分が多いということで、例えば給与の面であったりとか、任用の問題であったりとか、学校の先生の先ほどの管理監督職定年の件であったりとかいうのをもう既にやり取りをしていますので、その確認をまたした上で、それぞれの、教育委員会であれば、学校人事課が中心になって説明をしていくというイメージでございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩いたします。

再開は、10時50分からといたします。

午前10時42分休憩

午前10時50分開議

○高島和男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、担当課長から、議案等について順次説明をお願いします。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

令和4年度9月補正予算について御説明させていただきます。

説明資料の12ページの上段をお願いいたします。

計画調査費の増額でございます。

右側説明欄をお願いいたします。

(1) 万日山緑地公園管理運営費は、万日山緑地公園において、安全対策が必要な箇所に転落防止柵の設置などを行うための経費でございます。

(2) 移住定住促進事業は、広域的な情報を掲載した空き家バンクプラットフォームを構築するためのシステム設計及び開発の経費でございます。

地域振興課は以上です。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

13ページ上段をお願いいたします。

県立劇場施設整備事業の債務負担行為の変更でございます。

県立劇場では、平成27年度に策定した県立劇場保全計画に基づき、順次改修工事を行っております。

令和5年度実施予定の自家発電設備、演劇ホールの舞台装置等の改修工事のため、既に7億8,842万円の債務負担行為を設定しておりますが、今回、同じく令和5年度実施予定の自動制御設備、空調設備、動力設備等の改修工事を追加させていただき、18億4,218万円余に債務負担行為の限度額の変更をお願いするものです。

文化企画・世界遺産推進課は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

1ページお戻りいただきまして、12ページの下段をお願いいたします。

右の説明欄をお願いいたします。

1、交通整備促進費の並行在来線対策事業としまして、肥薩おれんじ鉄道の運行支援等に要する経費を、また、2の空港整備促進費の天草空港運航支援対策事業といたしまして、天草エアラインの運航支援に要する経費をお願いしております。

いずれも、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者の減少が長期化する中で、運航継続、サービス水準の維持に必要な経費を、昨年度と同様のスキームでお願いするものでございます。

交通政策課は以上です。

○受島デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

13ページの下段をお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

情報処理関連業務として、補正前限度額2億5,000万円余から3億6,000万円余に増額をお願いするものでございます。

これは、県と市町村で共同で運用しております大容量ファイルの送受信システムにつきまして、来年度の当初から新たなシステムの運用を行うために要する委託経費につきまして、事前の準備を行うために債務負担行為の変更設定をお願いするものでございます。

デジタル戦略推進課は以上でございます。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

報告第4号、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出についてです。

資料の77ページ、決算概要により御説明いたします。

まず、当法人の設立目的等につきましては、1、基本情報に記載のとおりです。

次に、2、決算の概要ですが、(1)収支計算書により令和3年度の決算について御説明いたします。

科目欄の収支決算の状況でございます。

事業活動収入(A)は、施設管理業務の受託収入や自主事業のチケット販売などの事業収入、国からの助成金等により5億300万円余となりました。

その下の事業活動支出(B)につきましては、自主事業の実施や施設管理に伴う経費など4億7,300万円余となり、その結果、その下の事業活動収支差額(C)は、令和3年度、2,900万円余の黒字でした。

その3つ下の投資活動収支差額(F)につきましては、大規模事業の準備資金やシステム等設備整備資金などの積立金を取り崩した際に受け入れた額、収入と積立金を積み立てた額、支出の収支となりますが、令和3年度は、積み立てた額、支出が取り崩した額、収入を上回ったため、3,000万円余の赤字となりました。

さらに、その3つ下の財務活動収支差額(I)は、借入金により生じた収入と債務返済に伴う支出の差額であり、令和3年度は新たな借入れはなく、債務返済に伴う支出のみだったため、425万円余の赤字となりました。

また、さらにその3つ下の当期収支差額(L)は、465万円余の赤字であり、主に投資活動収支差額(F)の赤字によるものでした。

主たる要因は、積立額の増加に伴う赤字であり、これは数年に一度の大規模事業や設備整備実施に備えるための計画的な積立てであるため、経営上の問題はありません。

また、その下の前期繰越収支差額(M)が5,600万円余ありましたので、これを加えた一番下の欄、次期繰越収支差額(N)は、5,200万円余の黒字であり、当法人の財務の健全性は保たれております。

78ページ、(2)の収支決算の主な増減理由には、今御説明した内容を記載しております。

次に、3、事業実績等について御説明します。

下の表、(1)県委託料につきまして、令和3年度は4億1,400万円余でしたが、自主事業の再開や改修工事に伴う休館が終了したため、令和2年度と比較し、人件費や光熱水費などの施設管理に係る経費、自主事業に係る委託料等が増加しました。

その下の(2)使用料収入は、施設や駐車場の使用料収入でございますが、令和3年度は1億2,900万円余でした。

こちら、工事に伴う休館がなかったこと、また、感染対策を徹底した上で可能な限り催事が開催されたことにより、令和2年度と比較し、5,000万円余の増額となりました。

その下の(3)県立劇場への入場者数につきまして、令和3年度は、前述の(2)使用料収入と同様の理由により、令和2年度と比較し、約3倍に増加しました。

一番下の(4)文化事業への入場者数、参加者数につきましても、令和3年度は、前述の(2)使用料収入及び(3)県立劇場への入場者数と同様の理由により、令和2年度よりも増加いたしました。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

80ページからでございます。

まず、天草エアライン株式会社の経営状況でございます。

おめくりいただきまして、81ページの概要で御説明いたします。

天草エアラインにつきましては、平成12年3月から、天草地域唯一の高速交通機関として、現在、ATR1機を持ちまして、福岡空港、阿蘇くまもと空港、伊丹空港と天草をつないでおります。

昨年度の決算状況につきまして、2の決算

概要の一番左の欄を御覧ください。

営業収益につきましては、4億9,700万円余、営業費用が13億8,000万円余ということで、営業利益については、8億8,300万円余の赤となっております。

それに対しまして、機体整備等に伴う通常分の自治体との連携による補助、それからコロナの特別対策の補助金をもちまして、最終的な純利益については2,260万円余の利益となっておりますが、2番の貸借対照表の利益剰余金の欄、右のページを御覧いただくと分かるように、まだ利益剰余金につきましては、8,100万円の累積赤字という状況となっております。

事業実績につきましては、3の欄でございまして、昨年度は、1年前に比べますと、利用者数、利用率ともに増加しておりますが、コロナ前からいたしますと、まだ非常に厳しい状況でございます。

ただ、(3)の就航率につきましては、これは欠航率の少なさを表すものでございますが、機体1機ということで、どうしても天候不良、機材の部分、課題が多うございますが、91.1%の就航率ということで、ここは会社の努力により頑張っている状況でございます。

天草エアライン株式会社の説明は以上になります。

続きまして、84ページが豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況で、おめくりいただきまして85ページの概要で御説明をいたします。

この会社は、豊肥本線の熊本から肥後大津までの電化により高速化を図るということで、平成9年にJRと県、市等で設立をいたしまして、平成11年から電化を開始しております。

電化施設をこの会社が保有いたしまして、JR九州からの、貸付けに伴う使用料収入によってその投資を回収していくというスキームの会社でございます。

昨年度の決算概要が2の表の一番左でございますが、営業収益は、JR九州からの使用料収入でございます。これに対しまして、営業費用7,200万円余を差し引いた3,390万円余が営業利益ということで、最終的な純利益も3,000万円余ということになっております。

右の欄の貸借対照表におきまして、利益剰余金、7億6,200万円余の累積赤字ということですが、これを引き続きJR九州からの使用料収入によって補填していくというスキームで、順調に今回収を進めているところでございます。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社については以上でございます。

続きまして、88ページが肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況で、おめくりいただきまして89ページの概要で御説明をいたします。

肥薩おれんじ鉄道につきましては、九州新幹線の八代―鹿児島間の開業に伴いまして、平成16年から営業を開始しております。熊本県と鹿児島県と地元自治体で支えている三セク鉄道でございます。

2番の決算概要で昨年度の決算を御説明します。

まず、営業収益につきましては、16億円余、それに対しまして、営業費用が21億円余ということで、営業利益、5億4,900万円余の赤字となっております。

これに対しまして、まず、通常の線路保全等に対しまして、両県連携で補助金を出しております部分、それから新型コロナに伴う補助金収入、それと災害復旧、令和元年、2年と災害が起きまして、その復旧の補助金が後追いで入ってくるという関係上、当期純利益につきましては、6億1,500万円余の純利益となっております。

しかしながら、(2)の貸借対照表の利益剰余金の欄を御覧いただきますと分かるとおり、いまだに6億7,800万円余の累積赤字ということにはなっております。

そして、事業実績につきましては、令和2年度に比較しますと、利用者数で伸びており、116%ということで回復はしておりますけれども、まだコロナ前の水準には戻り切っていないという状況でございます。

人口減少の中で非常に厳しい状況であります。後ほど御報告させていただきます中期経営計画に基づいた経営努力により、経営の改善を図っている状況でございます。

交通政策課は以上でございます。

○田浦政策監 球磨川流域復興局でございます。

説明資料に戻りまして、69ページをお願いいたします。

議案第32号、専決処分報告及び承認についてでございます。

次の70ページの概要を御覧いただけますでしょうか。

当該事案は、職員が業務で使用するレンタカーにつきまして、契約期間終了時の車両返却の際に、当該車両左前輪とサイドミラーの間に破損、約2センチ程度の傷でございますけれども、それが見つかりまして、契約の相手方から、賃貸借契約に基づき、修理費用等の支払いを求められたものでございます。

過失割合は、県が100%、損害額及び賠償額は6万8,400円で、相手方の株式会社カセルと和解したものでございます。

球磨川流域復興局は以上でございます。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

議案第12号、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の制定についてでございます。

66ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

まず、1、条例の趣旨でございます。

公契約制度の適正な運用、質の高い公共サ

ービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与するため、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めるものでございます。

次に、2、条例の内容でございます。

(1)は、ただいま御説明した条例の趣旨を踏まえ条例の目的を、(2)は、用語の定義について定めております。

(3)は、基本理念についてでございます。公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為は排除されたものでなければならないこと等を定めております。

次の(4)は、県の責務、(5)は、事業者等の責務を、さらに(6)は、県及び事業者等との協力について定めております。続いて(7)は、県が取り組むべき取組方針を定めること、(8)は、取組方針その他の重要事項について、学識経験者等の意見を聴くことを規定しております。また、(9)では、指定管理者制度においても、公契約に準じた取扱いを行うことを定めております。

最後に、(10)は、雑則、(11)は、所要の準備行為を定めております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

管理調達課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高島和男委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○山口裕委員 12ページの地域振興課にお尋ねします。

移住定住促進事業ということで、先日、たまたまテレビでちょっと拝見させていただきましたけれども、各市町村でも取り組んでおられるそういった内容を、県としてもプラットフォームとして扱うんじゃないかと勝手に理解したんですが、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○久保田地域振興課長 地域振興課でございます。

空き家バンクにつきましては、現在、県内の各市町村で、空き家の貸付け等ができる物件について、個別にそういった空き家バンクのホームページのサイトをつくられて運営されておりまして、現在、県内の45自治体のうち、41の自治体でそういった取組をなされております。

ただ、それが、やっぱり自治体ごと、市町村ごとということになると、それぞれの市町村に登録している物件数あたりも限りがございますし、そういったところで、それを全体的に、熊本県内全体の分を1つのプラットフォームの中で掲載することで、利用者にとっても、いろんな自治体の——まあ、海から山まで、いろんな自治体の物件にアクセスできるということで利便性が向上するというところで、今回プラットフォームの整備を行うというものでございます。

○山口裕委員 そういった設計をやっていくんだろうなと思いつつも、一定程度条件とか、その貸出しできる住宅の条件とか、様々記載もされるんだろうなと推察はするんですけども、その中で、だんだん選ばれなくなるような事態も起こるんじゃないかなと、これは心配、杞憂なんですけれども、そういつ

たこともあるかもしれませんので、将来的には、プラットフォームができつつ、その上で、市町村が提供される情報についても、ちょっと整備されたほうが利用者にとってもいいだろうし、そしてまた、そういった環境をつくれたらなと思うんですが、いかがでしょうか。

○久保田地域振興課長 まずは、今回のプラットフォームの中では、例えば1つは、コロナ禍において、物件の現地に出向いての内覧、実際に中を見るとかということが難しいという場面もございますので、360度カメラを導入いたしまして、遠隔地からでも内覧ができるというようなシステムを導入しまして、より遠隔地からでもリアルに物件の情報を入手できるというような形にしておりますし、あと、ピクトグラムといいまして、簡単な絵文字、ああいったところで、海に近いですよとか、こういった畑がついていますよとか、いろんな情報も分かりやすく表示することで、利用者にとって、選択、リアルにイメージしながらその物件を検索しやすいような、そういうサイトにしたいと思っております。

ですから、その中でやっぱり選択されるもの、されないものというのは出てきますので、掲載する情報については各市町村で登録していただきますので、その辺りの掲載物件の掘り起こしとか、そういったところについては、市町村のほうにも尽力していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

○西聖一委員 66ページの公契約条例です。長年要望していて、ようやく条例達成したことを本当ありがたく思っています。

労働者側からの要望が強かったんですけれ

ども、これは理念上で罰則規定はないんですけれども、これからの入札契約においては、こういう条項が多分入った中での入札が行われていくと思うんですが、そういうことについての契約者側といいますか、会社側に対する周知と、それから孫請、下請に行く段階で中抜き防止も含んでいると思うんですが、労働者側に対しての周知もしくはその相談窓口みたいなことは考えられておられますか。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

公契約条例の周知につきましては、今後、様々な広報手段を使いまして、各団体、それから労働者の皆様にも周知できるように努めてまいりたいと思っております。

特に、取組方針のほうで、今から策定に入りますけれども、そちらのほうでも十分皆様に御周知できるように、具体的な取組をまたうたいながら進めてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○西聖一委員 まだ具体的に詰めるところもあるようですので、しっかりいろいろ御意見を伺って、質の高い公共事業ができるようにお願いいたします。

○高島和男委員長 ほかに質疑は。

○濱田大造委員 この公契約条例が来年実施されることによって、入札が厳しくなるのか、そういうことになるのかどうか、それとあと、この公契約条例って、都道府県の中で既に幾つぐらいできて、熊本は何番目ぐらいなのかとか、その辺教えてください。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

まず、1番目の入札が厳しくなるのかとい

うことでございますけれども、いろんな入札の改革を今まで12年ほど進めてまいりました。その中で、様々な制度を取り入れて、適正な契約、入札というものを進めてまいったところで、比較のお叱りを受けるような状況でもございません。

ただし、この公契約条例の制定を機に、もう一度入札、契約につきましては、さらに検討、検証を進めまして、必要な改善については努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目の全国の状況でございますけれども、都道府県レベルでいきますと、本県は10番目の制定ということになります。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

○松田三郎委員 私も関連して、管理調達課は、やっぱり非常に時間をかけて丁寧に作業していただいた。聞くところによると、パブリックコメントは残念ながらゼロだったという話を聞きましたが、一般の県民の方の感じではなかなかあるような分野じゃないと私は推測しておりますので、あまり落ち込む必要はないかなと思っております。

ただ、西委員おっしゃったように、特に西先生たちの立場から長年御要望があったわけでございます。逆に、我々自民党は、当初、我々のイメージからすると、かなり先鋭的な条例をどっかの市がつくられたということで、正直に言うと、慎重に対処してまいりました。

ですから、今回、理念型ということで、これから条例をつくった後、細目とか取扱何とかをつくられるということですので、ちょっと表現は難しゅうありますが、西委員おっし

やったように、かっちり、細部にわたってきっちりというよりも、まずはその周知徹底するというほうに注力していただくと。まあ、理念型、県はこういうふうに取り組みますよと、これは市町村まで拘束するわけじゃありませんので、この後、県に従って県内の市町村でもつくられるところも出てくるかもしれません。

そういう意味では、まずやっぱり理念型というところを重視して、ちょっと表現はあれですけども、西先生がおっしゃったのとは逆で、あんまりかっちりかっちり最初からこう縛るような感じじゃない方向性があるのかなと思っておりますので、先生おっしゃったように、これからつくっていくところにおいては、やっぱり丁寧に進めていただきたいという要望なり、何かこういうふうにやりますというのがあれば、課長にちょっと、意気込みといいますか、こういうふうに応用していきますとか。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

ありがとうございます。2年にわたりまして条例制定の準備を進めてまいりました。

条例作成に当たりましては、文言にもありますとおり、その背景には、熊本地震あるいは豪雨災害、こういった熊本特有の事情がありまして、そのような経験も踏まえて、末永く発展する熊本というものが根底にございます。働き方改革、環境保全などと相まって、こうした本県の事情も踏まえ、条例名には、あえてその持続可能な社会の実現に寄与するという文言を付け加えたところでございます。

こういった理念を、しっかり県民の皆様、事業者の皆様にも周知をしてまいりたいというふうに思っております。

また、事業者の方につきましては、公契約を熊本県と結ぶと、これを一つのえにしとし

まして、いろんなさらなる企業の価値向上にも努めていただければ、そういったものにつながるような条例にできればというふうに思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

○山口裕委員 77ページ、県立劇場の決算について、関連してお尋ねさせていただきます。

詳細版のほうをちょっと見ていただきますと、25ページ、運營業務の中で、第4期の指定管理期間から加えられた新たな業務ということで、県立劇場を担う人材を育成し、確保する業務、具体的には、どういった人材を確保されているんですか。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

県立劇場の文化事業に関しましては、主に2つございまして、1点目が、芸術文化の創造拠点として取り組む事業でございます。その中で、実演芸術に係る人材の育成を確保していきたいというふうに考えております。

具体的には、劇場人育成プログラムとか、舞台技術の基礎調査とか基礎技術とか、そういった講座を開きながら人材の育成に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○山口裕委員 今の内容であれば、25ページの(1)の②に当たるんじゃないかとちょっと思うんですけども、実演芸術を担う人材ですよね。

何で関心があるかということ、実は、文化部活動を地域に移行しようというのが文化庁の考え方として発出されて、まあ現場はどうなるんだと、それは、義務課程等々も通じて、

今後どういう形で行政は支援してくれるのかというのが不透明になってきていまして、そういったことを考えると、今後、こういった劇場等も含めて、ちょっとでも助力していただくとか、そういった拠点になればなどという思いもありまして、このことについてお尋ねしたんですが、いかがでしょうか。

○木原文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

山口委員が今おっしゃった点、現状で関連する事業としましては、地域の公立ホールとか、あと文化団体等の活動を今支援しております、市町村のネットワーク事業、こちらは、市町村の公立文化ホールと連携して、県内全域で舞台芸術公演等を実施する事業とかを行っております。

あと、文化施設の連携事業としまして、文化教育、医療等の関連機関と連携いたしまして、県内各地域における舞台芸術の普及に取り組んでおります。

あと、残りの学校教育の場面では、また教育庁とも連携しまして、県立劇場等とか文化行政を行っております文化企画・世界遺産推進課がどのように関わられるかというのは、また協議しながら、連携して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○山口裕委員 今発言された旨は、文化事業で26ページに書いてある内容だと思うんですね。なので、担う人材を育成、確保ですから、また別の視点だと。係る人材の確保ではないので。

この辺りもう一度県立劇場のほうに御確認されて、今後どういうお考えかということをもうちょっと確認していただければと思います。

以上です。

○高島和男委員長 要望ということで。ほかに質疑はございませんか。

○濱田大造委員 関連して質問なんですけれども、県立劇場の理事長に姜尚中さんが就任されて、もう結構たつと思うんですけれども、まあコロナ禍というものもあったと思うんですけれども、何か姜さんイズムみたいなのがよく分からないというか、県立劇場がどの方向性で文化の中核を担うというか、そういうのがなかなか見えないなど。

姜さんの発言という、「サンデーモーニング」ぐらいでしか見ないなという状況で、どういう方針で姜尚中さんが理事長になって、どう変わったのかとか、あったならちょっと教えていただきたいなど。

○木原企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

姜尚中館長につきましては、選定した際も、高い文化的な教養とか見識をお持ちであるということで、日々、県立劇場の運営に関しましても、姜尚中館長のほうから御意見賜りながら、御指導賜りながら進めているところでございます。

また、今年度、熊本県立劇場、40周年を迎えますけれども、テーマで日常に劇場をとということで今取り組んでおりまして、そういった視点も姜尚中館長からの提案でございます。

引き続き、また定期的に運営に関してアドバイス、指示をもらいながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○濱田大造委員 ぜひしっかり、県民にもっと顔が見えるようにやっていただいたらありがたいなと思っていますので、よろしく願いします。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○濱田大造委員 天草エアラインについて、ちょっと基本的な質問なんですけれども、81ページ、82ページですね。

県から県費を3億円ほど今回また補助するという事なんですけど、もうずっと天草エアライン、私も県議になってずっと見てきているんですけど、慢性的な赤字でして、当初この空港を造るとき、2機で飛行機を運用していこうという計画だったはずなんです。ですから、天草空港には2機の専用バースが設置されているわけなんですけれども、ずっと1機でやってきたと。財源がなかったとか、いろんな理由があったと思うんですけど、やっぱり1機で運用していたら赤字にならざるを得ないんですね。

これは、ぜひ、私としては、どうせ空港を活用するのなら、2機ちゃんとそろえてやっていくと、当初の計画どおり。まあ、機体を買うのが難しいなら、レンタルするなり、また、ほかの空港会社と連携して、絶えず2機体制で飛ばすなりのやっぱり工夫というのがあってしかるべきと思うんですけど、もちろんそういうことも県は考えていると思うんですけど、今実際どうなっているのか、どういう方針で今後やっていくのかをお知らせください。

○坂本交通政策課長 天草エアラインにつきまして、今濱田委員おっしゃったように、赤字として非常に厳しい状況が続いているという認識でございます。

まず、機体をどうするかということに関しましては、非常に大きな判断でございますし、また、この現状の利用率、そういった部分をどう改善していくかという部分も踏まえながら、今後会社のほうでも検討していくことにはなるかと思っておりますけれども、まず、今

御指摘いただきました中で、コンピューター航空、全国にございまして、今コンピューター航空が共同経営という形で、例えば、整備中に使えないときに機材を融通し合ったり、あるいは備品なんかを共同で融通利かせれば安く上がったり、あるいは、先日もニュース出ましたけれども、系列を越えたコードシェアで予約をできるような部分、現在、そういった取組も進めているところでございます。

ですので、単体でやれる部分、それから同じように離島、地域を抱えたコンピューター航空会社と連携できる部分、そういった部分を、県も入りまして、もちろん国のほうでもそういった動きも支援をされておりますので、そういった中でより効率的で稼げると思いますか、そういった経営体制に少しでも近づけるように努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○濱田大造委員 ぜひ、やっぱりバースを2つ造っていますので、それが絶えず2機常時発着できるような体制、その仕組みづくりというのは、まあ現場で考えていただければいいと思うんですけど、ぜひそれを後押しするようなことをよろしくお願いします。

以上です。

○高島和男委員長 要望でいいですか。

○濱田大造委員 はい。

○高島和男委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩いたします。

再開は、11時35分といたします。

午前11時27分休憩

午前11時31分開議

○高島和男委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第3号から第5号まで、第12号、第13号、第32号及び第60号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第42号を議題といたします。

請第42号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

請第42号としまして、私学助成に関する意見書の提出を求める請願が提出されております。

請願の趣旨は、私学助成に係る国庫補助制度の堅持とより一層の充実、そしてICT環境整備、新型コロナウイルス感染症対応及び学校施設の耐震化並びに令和2年7月豪雨により被災した生徒などに対して継続的な支援が図られるよう、国に意見書の提出を求めるものです。

請願の背景としましては、就学支援金制度の拡充などにより保護者の学費負担の公私間

格差は縮まってはいるものの、依然として格差があること、また、少子化の進行が生徒数や運営費の減少につながり、経営に厳しい影響を及ぼすことが懸念されること、加えて学校では、GIGAスクール構想や新型コロナウイルス感染症対策など、学校でのICT化が急務となっていること、また、学校施設の耐震化や省エネ、脱炭素化、豪雨災害の被災生徒などに対する継続的な支援が不可欠であることなどから、国による一層の支援を求められているものです。

説明は以上です。

○高島和男委員長 請第42号について、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第42号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第42号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第42号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第42号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（事務局から意見書(案)配付）

○高島和男委員長 今配付しました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思いません。

なお、この意見書の宛先として、岸田内閣総理大臣ほか関係大臣のお名前を記載しております。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○天野政策調整監 知事公室付でございます。

報告資料①をお願いいたします。A4横の1枚紙でございます。

こども図書館の整備について御報告いたします。

1、安藤忠雄氏からの提案についてです。

今年の2月に、世界的な建築家の安藤忠雄氏から、子供たちが、いろいろな本に出会い、読む習慣を身につけ、判断力や表現力を養い、感性や創造力を育ててほしいという思いでスタートしたこども図書館を、ぜひ本県で整備したいとの御提案をいただきました。

このこども図書館は、設計、施工費用を安藤氏が負担され、建物完成後に自治体に寄贈されるものです。これまで、大阪市、岩手県遠野市、神戸市の3か所でオープンをしてい

ます。

次に、2、整備場所でございます。

安藤氏にも現地を見ていただき、水前寺江津湖公園の豊かな自然の中で、子供たちが本と出会い、本に親しめる場を提供するため、県立図書館の南側隣接地、地図の赤色で着色したエリアを予定しております。

最後に、3、整備スケジュールでございます。

先月8月23日に、安藤忠雄建築研究所とこども図書館の整備に係る協定を締結させていただきました。来年2月定例会において、負担付寄附受納の議案を教育委員会から提出する予定でございます。来年春、建設着工し、約1年間の工事を経て、令和6年春のオープンを目指しています。

なお、この内容については、教育警察常任委員会においても教育委員会から御報告いたします。

以上でございます。

○田口消防保安課長 消防保安課でございます。

報告資料2をお願いいたします。

消防力強化の取組について、県消防力強化推進計画の概要、消防広域化の動き、計画策定に向けた取組状況を御報告いたします。

まず、1の消防力強化推進計画の概要についてですが、本計画は、人口減少などの環境変化に対応する消防力を維持、確保するため、消防力強化に必要な取組として、消防広域化の推進及び消防の連携、協力の推進を定めております。

消防広域化については、スケールメリットが最大となる県1体制を将来の目指す姿として定めており、連携、協力については、消防指令の共同運用及び消防署等の共同整備、運用の推進を定めているところでございます。

次に、計画策定後の取組ですが、県1体制による消防広域化は、すぐに合意できる状況

にはございません。実現には時間を要するため、消防指令の共同運用の検討を進めております。

加えて、今年度は、人吉・球磨地域における消防広域化の協議を支援しているところでございます。

2の人吉・球磨地域における消防広域化等の動きについてでございます。

2つの消防組合の間で、今年5月に、消防指令システムを共同運用するための協議を開始することについて合意され、今年7月には、早期の消防広域化に向けて協議を開始することも合意されたところです。

これを受けての3の計画改定の予定ですが、人吉・球磨地域の関係10市町村を消防広域化重点地域等として指定するため、計画の改定を予定しております。

これから、関係10市町村に対して、改定内容に関する意見聴取を行いまして、10月には計画を改定したいと考えております。

裏面には、改定内容の詳細を記載しております。

報告は以上でございます。

○坂本交通政策課長 交通政策課でございます。

まず、1点目の報告事項、肥薩おれんじ鉄道の中期経営計画につきまして、A3のカラー刷りの資料をお願いいたします。

まず、背景と目的でございますが、中期的な視点から肥薩おれんじ鉄道の経営改善と持続的運行を目指し、令和4年度から8年度までの5年計画ということで策定をされております。

次に、現状認識でございますが、取り巻く環境といたしまして、少子高齢化、新型コロナ、災害発生、また、赤字の常態化ということで、非常に厳しい経営状況が続いております。

そういった課題認識の中、3の目指すべき

方向性、下段でございますが、中期ビジョンとして、行動変革と新たな価値創造を掲げ、上部3部門の経常黒字化を目指すということを掲げられております。

4のビジョン達成に向けた計画の骨子でございますが、今申し上げました上部黒字化の達成に向け、いわゆる鉄道の営業、車両運行、おれんじ食堂、それから総務も合わせた上部部門について黒字化を目指し、社内記載の取組を進める予定でございます。

2つ目が、人事組織改革ということで、やはり社員がやりがいを持って働けるよう、人事、採用、そして組織マネジメントの見直しに着手することとしております。

3つ目が、業務効率化ということで、重点施策への集中投資を行うために、業務効率化、それからデジタル技術の導入推進を図る予定とされております。

右の欄でございまして、重点施策、今申し上げたビジョンに向けた重点施策として、1点目が、定期外利用の拡大ということで取り組んでまいります。

そして、2、修繕計画の見直しと維持管理コストの抑制、3、旅客サービスの見直し、4、組織人事、マネジメント体制の変革、5、業務効率化、標準化とデジタル化の推進、6、非運輸収入の確保、こういったポイントで記載の事業を5年間で進めていくこととしております。

数値目標につきまして、最終年度である8年度につきまして、営業収入プラス2億5,400万、経常損益でプラス2億1,600万円の改善を目指し、先ほど申し上げましたとおり、上部部門については黒字化を目指すということで、非常に高いハードルではございますけれども、会社としての意気込みを掲げられております。

最後に、着実な実行といたしまして、社内でのPDCAサイクルをしっかりと回すとともに、県といたしましても、関係市町と連携

し、引き続きしっかりと支援を行ってまいります。

以上が肥薩おれんじ鉄道の計画でございます。

もう1点、報告事項がございます。

別冊の冊子、A4横になっておるかと思っております。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の追加検討に係る中間的な調査概要等についてでございます。別冊でございます。

おめくりをいただきまして、まず、調査の趣旨についてです。

空港アクセス鉄道につきましては、当初、県民総合運動公園のアクセス改善も図れる三里木ルートからの分岐延伸ルートを軸に検討を進めてまいりましたが、空港周辺地域がTSMCの進出が決定しまして、本県における半導体産業の集積拠点のみならず、国の経済安全保障にとって重要な地域となりました。

今後の企業集積を含めた人や物の流れに大きな変化が想定されるということから、取り巻く環境の変化を踏まえまして、昨年11月から、三里木ルートに加え、原水ルート及び肥後大津ルートの3つのルート案について、追加調査を実施しているものでございます。

下の2ページでございます。

調査の前提条件につきましては、まず、整備方式、構造につきましては、豊肥本線と同じ単線で、基本的には高架構造とし、地形の面から高架が難しい場合はトンネルという形で設定をしております。

次に、豊肥本線との接続につきましては、三里木ルートと原水ルートは、分岐駅で乗り換える設定、肥後大津ルートは、豊肥本線との直通運行としております。

次に、運行本数につきましては、1日片方向で49本、時間当たり2.5本で設定をしております。

なお、肥後大津ルートは、直通運行が可能であることを踏まえ、快速直通運行を追加す

る場合の可能性について、括弧書きで表記をしております。

次に、運賃につきましては、熊本駅から空港駅までの運賃を800円という形で、3ルート固定をしております。

航空旅客につきましては、熊本国際空港会社が掲げる2051年度の目標数622万人を基にしております。

次に、建設期間につきましては、工事着手から用地買収を含めて8年、そしてその前段として、アセスでありましたり、測量等、そういったものを踏まえまして、プラス4年を見込んでおり、開業時期を2034年度末という形で想定した調査になっております。

資金計画につきましては、出資金を総事業費の20%とし、補助金につきましては、国と県で3分の1を支援する想定事業スキームと、国と県が18%を補助する現行スキームの2パターンを前提条件としております。

借入金は、総事業費から補助金と出資金を除いた額としております。

収入につきましては、運賃は先ほど申し上げましたが、JR拠出金につきましては、空港アクセス鉄道の開業後にJR九州の既存路線で生じる増益額の一部を総事業費の3分の1を上限に計上しております。

最後に、支出でございますが、人件費につきましては、JR九州等の最新の単価も聞いて、今取りあえず最新の単価を用いて設定をしております。

以上が前提条件となりまして、おめくりいただきまして、3、調査概要、3ルートの比較でございます。

まず、数値的なものでございます。

概算事業費につきましては、整備延長に応じて事業費が大きくなっており、最も整備延長が短い肥後大津ルートが税込みで410億円、最も安い試算となっております。次いで、三里木ルートが税込みで490億円、原水ルートが税込み530億円となっております。

工事期間と接続については、前提条件のとおりでございます。次に、熊本駅から空港駅までの所要時間につきまして、最も距離の短い三里木ルートが41分、次いで原水ルートが43分、距離の長い肥後大津ルートが44分となっております。

需要予測につきましては、最も所要時間が短く、運動公園そばの中間駅も設定しております三里木ルートが5,800人と多くなって、次いで直通運行可能な肥後大津が4,900人、原水ルートが4,700人と最も少ないという状況でございます。

次に、費用便益分析、いわゆるB/Cと呼ばれるものですが、これにつきましては、1が事業化の基準とされておりますけれども、肥後大津ルートが30年で1.03、50年で1.21と最も高く、次いで三里木ルートが1.01、1.18となっております。原水ルートについては、30年、50年とも1.0を大きく下回る数値となっております。

続きまして、採算性でございます。

収支採算性は、鉄道事業許可の採択基準とされている開業40年以内で累積資金が黒字化に転換するという観点から試算するもので、総事業費の3分の1ずつを補助した場合のスキームにつきましては、三里木ルートと肥後大津ルートで条件をクリアする、累積黒字が可能という試算となっております。

現行補助制度で試算しますと、3ルートとも40年以内の黒字転換は見込めないということで、事業化に向けては、補助率のかさ上げなどの対応が必要となるという状況でございます。

最後に、肥後大津ルートの右側に記載している括弧書きにつきましては、快速直通運行を追加する場合にはこういった数字になるということで括弧書きで記載をしております。

4ページのルート帯につきましては、大まかな帯で表現をしております。ルート選定後に詳細な測量調査等をした後に線を決めてい

きますので、現状としてはこういった表現にしております。

三里木、原水ルートについては、空港の西側から、肥後大津ルートについては、空港の東側から回るルートで想定をしております。

続きまして、おめくりいただきまして、4でございます。

期待される効果ということで、現時点では定量的に試算できない効果をまとめております。

まず、豊肥本線との直通かつ一体的運行について、直通運行であれば、熊本市中心部とのアクセス向上に加え、熊本駅から空港駅までが一つの路線となることから、利用者にとって分かりやすく、使いやすい交通機関になると整理しております。

また、効率的なダイヤ編成や人員配置を行うことが可能となるほか、快速列車設定の可能性もあるということで、機能強化が図りやすくなるということで肥後大津を期待されるルートと記載しております。

次に、空港周辺地域の発展への寄与ということで、これにつきましては、下のページの概要図も併せて御覧いただきますと、大津町、菊陽町、合志市といった空港周辺地域、人口増加がこの3年半でもこれだけ伸びているという、非常に県内でも少ない地域でございます。

また、当該地域は、投資が工場立地等続いており、今後ともその数値は伸びていくことが期待され、国の経済安全保障の拠点としてさらなる活性化、発展可能性が考えられます。

このような地域を一つの路線でカバーし、需要を取り込むことができるのではないかと、肥後大津ルートが期待されるという表現にしております。

次に、県民総合運動公園へのアクセスについてでございます。

県民総合運動公園へのアクセスにつしまし

ては、近くに中間駅を設定する三里木ルートでなければ鉄道によるアクセス改善は図れないということで、三里木ルートと記載しております。

最後に、阿蘇への観光ルートということで、現在、南阿蘇鉄道が肥後大津駅への乗り入れを目指して、JR九州と協議を行っており、実現にめどが立っております。それが実現すれば、南阿蘇駅へのアクセスが容易になる、あるいは阿蘇方面に行く場合でも、肥後大津が阿蘇に一番近く、1回で乗換えが可能となるということで、肥後大津ルートに期待をされるとしております。

最後に、おめくりいただきまして、7ページでございます。

整理すべき課題といたしまして、3点挙げております。

1点目は、JR九州との運行形態及び費用負担の同意に向けた取組ということで、これまでのJR九州との合意は、三里木ルートを前提としたものでございます。仮に、肥後大津ルートを選定する場合には、JRとの役割分担あるいは費用負担について、改めて協議が必要となってきます。

これにつきまして、現在も実務レベルの協議は続けておりますが、それを加速させるとともに、トップレベルの協議に向けて調整を図ってまいります。

2点目が、国の財政支援でございます。

累積資金収支の40年以内黒字化をクリアするためには、やはり、現行補助率の18%のかさ上げ、3分の1までのかさ上げを行っていただく必要がございます。

そのため、あらゆる機会を通じまして、民間、経済団体とも連携しながら、官民一体となった要望活動をこれまで以上に強力に実施する必要があると考えております。

最後に、3点目につきましては、県民運動公園へのアクセス改善策ということで、もし三里木ルート以外を選定する場合には、長年

課題となっている県民総合運動公園のアクセス改善策を別途お示しする必要があると考えております。

このため、施設関係者、それからイベントの主催者といった関係機関とも協議をしながら、庁内全体で対応策を検討してまいります。

空港アクセス鉄道の中間報告については以上でございます。よろしくお願いたします。

○有働政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に資料⑤と記載しております資料をお願いいたします。

球磨川水系に係る治水対策及び五木村振興等について、現在の進捗状況等を御報告します。

なお、本件については、総務常任委員会のほか、建設常任委員会においても同様に御報告させていただいております。

まず、1の球磨川水系河川整備計画についてでございます。

上段の囲みに記載のとおり、先月9日に、九州地方整備局と県は、球磨川の今後おおむね30年間の河川整備の目標や具体的な整備内容を示す球磨川水系河川整備計画を策定、公表しました。

河川整備計画の策定後、県では、計画に位置づけた河道の整備、遊水機能を有する土地の確保、宅地かさ上げ等の早期実現に向けて、8月20日の人吉市を皮切りに、8月30日に相良村、9月26日、27日に五木村で、市町村と連携して地元説明会を開催し、順次現地測量などに着手しています。

次に、中段の囲みの河川整備計画の特徴について御説明します。

気候変動対応、流域治水、本支川連携ということで、次の2点を併せ持った全国で初めての計画です。

1点目は、気候変動の影響による降雨量の増大などを踏まえ、想定し得る最大規模までの洪水を想定し、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の理念を具体的に盛り込んでいます。

2点目は、今回、国管理区間と県管理区間の計画策定を同時に進めることにより、本川と支川との連携に加え、流域の森林や田んぼ、都市といった様々な流域の関係者との連携を図ることとしています。

次の囲みになりますが、緑の流域治水による命と環境の両立、令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興、さらには水源地域となる五木村、相良村をはじめとする流域の地域の持続可能な発展を目指すこととしています。

その下に、具体内容を記載しています。

1つ目の丸ですが、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、ハード対策とソフト対策を流域のあらゆる関係者の連携によって多層的に推進し、命を守ることとしています。

2つ目は、清流球磨川を次世代に引き継げるよう、流水型ダムにおける法と同等の環境影響評価などにより、豊かな自然環境と共生することとしています。

3つ目は、自治体の行う復興まちづくり等とも連携し、復旧と創造的復興を進めることとしています。

最後に、4つ目は、五木村、相良村の復興に、国、県が連携し、地域と一体となった取組を推進することとしています。

今後も、球磨川流域の復旧と創造的復興に向け、地域住民の皆様に丁寧に説明するとともに、国や市町村と連携を図り、取組を進めてまいります。

資料の裏面をお願いいたします。

次に、2、流水型ダムに係る環境アセスメントについて御報告します。

現在、環境アセスメントについては、国において、法と同等の環境アセスメントが進められているところです。

6月22日には、環境影響評価法の配慮書に相当する環境配慮レポートに対し、環境影響評価審査会や関係市町村長の意見を踏まえ、知事意見を提出いたしました。

8月24日には、第4回流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催され、環境影響評価方法レポートの作成について議論されました。

今後、国において環境影響評価方法レポートが作成、公表される予定です。

最後に、3、五木村の振興等について御報告します。

上段囲みの1つ目の丸に記載していますとおり、6月5日の知事の五木村訪問以降、流水型ダムを前提とした新たな五木村の振興に向けて、村が実施する行政座談会や業種別会議に職員が毎回参加し、村の振興に対する村民の皆様の意見を聴取してまいりました。

実施状況の詳細は、囲みの下に記載しておりますとおり、(1)、(2)で、行政座談会、業種別会議には延べ236名の村民の方々が御参加されました。

上段囲みに戻っていただき、2つ目の丸ですが、今後も五木村民の皆様の御意見を丁寧にお聴きしながら、国、村と連携し、この秋を目途に新たな五木村の振興計画を策定してまいります。

最後の丸ですが、流水型ダムの建設予定地となる相良村については、令和2年7月豪雨災害では初めてとなる木造仮設住宅を譲り受け、本格的な住宅とする取組が進むなど、復旧、復興が着実に進んでいます。

今後、村が策定する復興村づくり計画に掲げる取組がさらに加速するよう、県としても積極的に支援をしてまいります。

説明は以上です。

○高島和男委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 空港アクセス鉄道は、昨日も特別委員会でもかなり議論があっていたんだと思っております。坂本課長もしくは高橋部長、場合によってはお尋ねします。

その前提としまして、知事が、何年前ですかね、空港アクセス鉄道をやる方向で考えますという議会答弁のときの質問者は、実は私でした。あまり質問のインパクトというのはなくて、ほとんど無視された状態ですが、そのときを皮切りに動き出したというのもありまして、ちょっと前提の話をさせていただきますと、今のようにコロナの感染が起こる前でしたし、もちろんTSMCの話もない頃でした。

インバウンドがだんだんだんだん増えてきて、そして国内のお客様もいろいろ来ていただいているというような状況でしたので、空港にアクセスするには、車だと、早く着くときもあるけれども、遅く着くときもあると。いわゆる観光客あるいはビジネス客からすると、早くというよりも定時性、確実にこの時間で到着するという定時性は、離発着の時間を考えると当然のことだと思います。それに、速達性であるとか大量輸送性というのを考えると、どうしても鉄軌道が最善であるというようなので、まずはそのほかの手法よりも鉄道がいいよねという話でした。その次に、今日のお話のように、それだったらどのルートがいいんだろうかという話に移ってきました。

どうも最近では、その大前提の観光、ビジネス、利用する方々のその定時性を重視してというような、アクセスを改善するというのは、まあ、だんだんだんだん何か意識が希薄になって、もう先ほどのルートの話ばかりになっているようですので、そこはいま一度、このTSMCの影響が云々というのももちろんありますけれども、前提として——これからコロナもだんだんウィズコロナ等々で

国も前のGoToに近いような制度をもう一回という、もうそれだけで旅館、ホテルの予約がかなり殺到しているのを聞きますと、多くの方がやっぱり観光とか旅行をしたいという潜在的な需要があるんだと思いますので、これはいずれまた戻ってきたときに、やっぱり知事がおっしゃった原点である空港アクセスの改善というのをもうちょっと強く意識して、その延長線上でじゃあルートはどれにするか、だから、いまだにまだ車かバスかで行けばいいと言っている方もいらっしゃるようでございますが、いま一度我々も、執行部の皆さんも、その原点はしっかり認識していく必要があるんだろうというのは私の意見でございまして、それで、ちょっと資料の御説明いただきました2ページの前提条件を見ておきまして、これは純粋な質問ですので、お答えいただきたい。

下のほうの資金計画の中の借入金と書いてありますが、これは、田代議員の一般質問にも、出資金とか話も出ておりました。これは、理想どおりあるいは県の要望どおりといったとして、いわゆる国3分の1、県3分の1、JRも収入の中から3分の1、このスキームで、まずその鉄道を敷くわけでしょうから、その主体と、実際、例えば上下分離とか下の三セクとか、上を運行委託するとか、そこに投資金とかと書いてあるので、まず、その鉄道を敷く、整備する主体は県なのか、その時点でもう第三セクターをつくったのか、あるいは上下分離になった場合の下の会社との関係ですね。そこで、投資金というのは、どこで、どの時期で発生するのかというところを、ちょっと分かりやすく整理して説明していただければと思います。

○坂本交通政策課長 今御質問いただいた中で、まず事業の実施主体につきましては、基本的に鉄道事業としての建設認可を取れた時点で第三セクターを立ち上げます。会社を立

ち上げます。ですので、整備主体というのは、仮に第三セクター株式会社であれば、その会社が整備主体となります。

その中で、この出資金といいますのは、基本的にはこの整備手法の内数でございまして、会社はその施設設備をしていく中では、当然キャッシュが必要ですので、そこはまず用立てをする必要があります。ただ、最終的には、そこはJRからの増益分による、何といいますか、拠出金で回収をしていくということで、田代議員の質問の答弁でもありましたけれども、その出資金の調達というのは、財源全体スキームの中で一つの内数の課題ではあるけれども、基本的には、そこは最終的にはJRからの拠出金で回収ができるという形でございます。当座のお金というところで、それを差し引いた額を第三セクターが借金をして、それも返していくという、大まかに言うとそういうスキームでございます。

○松田三郎委員 じゃあ、ここに書いてある、これはただ引き算のあれなんでしょう、借入金って。総事業費マイナス補助金、マイナス出資金というのは。

○坂本交通政策課長 これは単純に引き算でございまして、40年以内の黒字化の前提とした収支採算を試算するためには、その前提条件を置くことが必要ですので、総事業費の中から補助金と出資金引いたものを三セクが借金するという構図でございます。

○松田三郎委員 その補助金というのは、3分の1もらえるのなら、国からの3分の1、まあ補助金とは言わぬけれども、県も3分の1負担するでしょうし、出資金は内数とおっしゃいましたが、これは第三セクターをつくるときに、自治体を含め民間、出資を募るわけでしょうけれども、そのときの出資金で会社の規模で逆算して決めるんですか。それと

も、数多く出資が来ると、総事業費から引いていく残り、借入れは少なくなるんでしょうけれども、最後、そこだけどうやって決まるのか。

○坂本交通政策課長 そこにつきましては、当然、その出資金が多ければ多いほど借り入れる借金は少なくなりますけれども、先例の、例えば仙台のアクセスでありましたり、成田の部分でありましたり、そういった部分を見ると、おおむね総事業費の20%程度が出資金として必要であろうという想定で、ここで前提条件として置いているものでございます。もちろん、多ければ多いほど借金は少なくなるということでございます。

○松田三郎委員 長くなりましたが、最後、今おっしゃった、手続上、その認可を受けるときには、もう既に会社を設立しておかなければならない、第三セクターを——ということは、順番からいくと、その前のいろいろな要望、交渉もあるでしょうけれども、形上は、会社が設立されました、じゃあそこに認可しましょうという順番になるという理解でいいんですか。

○坂本交通政策課長 松田委員御指摘のとおり、認可申請時には、株式会社、その実施主体からの申請ということになって、そこに認可が下りるという形になります。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 アクセス鉄道の件ですが、3案で今ちょっともめているような感じかもしれませんけれども、この前、熊本市の都市圏整備で高規格道路の案が出ましたですね。熊本市から20分ですかね、熊本空港まで。これが出てきたら、もう何か県民は悩むという

か、分からなくなってくると思うんですけれども、そこら辺の整理はどうつけているんですか。

○坂本交通政策課長 当然、道路の熊本県、市で、高規格10分・20分構想というものを踏まえておりますけれども、我々としては、その鉄道と道路は相反するものではなく、両方で支えていくものであると考えております。

先ほど松田委員からも御指摘ありましたけれども、車を当然お持ちでないインバウンドの方あるいは高齢者の方、そういった部分もございまして、もともと道路事情というのが、熊本は特に政令市の中で厳しい状況という中で、そこも改善していかないといけないということでございまして、空港アクセス鉄道につきましては、やはり熊本空港というのが熊本の発展のために、真にポテンシャルを發揮するためには、やはり鉄道というものが不可欠であるという、先ほどの松田先生の話にもありましたけれども、知事の表明からスタートした事業でありますので、その部分というのは、現時点でも揺らいでないと考えております。

以上です。

○西聖一委員 手段は、鉄道と道路は確かに違うんですけれども、財源は、県の出し分というのは一緒ですよ、お金にすれば。例えば、一番安くても3分の1出せば140億ぐらい出す、また道路のお金も当然出さないかぬし、その都市圏の道路状況が悪いから新しい道路を造って20分で行きましょうという、そこがクリアできる場所の道路ができるわけなのであって、やっぱり整合は取れないと思うんですけれども。

○坂本交通政策課長 今御指摘の中で、同じ県のお金を使ってやるということではございますが、当然、事業としての必要性、そし

て、どういった改善を図っていくかという形でのコストというのは、我々としても十分に認識していく必要はあると思いますが、そこが、何と申しますか、道路があるから、できれば鉄道は要らないじゃないかという部分につきましても、先ほどお答えしたとおり、我々としては、両方必要だという考えの下でこの整備計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○高島和男委員長 ほかに質疑はありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、委員の皆様から、そのほかで何かありましたら質問をお受けしますが、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日回答させていただきます。

それでは、委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高島和男委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が8件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第4回総務常任委員会を閉会いたします。

午後0時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長